

「閣内不一致」（閣内不統一）に関する国会答弁について

○（参）憲法調査会（平成13年6月6日）

参考人（阪田雅裕君（内閣法制局第一部長））

（略）

それから、閣内不統一のお話。これは、憲法第六十六条三項が先ほど言いましたように内閣の国会に対する連帯責任を規定しているということとの関係で問題になるものであろうかと思えます。したがって、国務大臣でありましても、一政治家あるいは政党の一員としての立場から個人的見解をお述べになるということがあっても、それは国務大臣の立場では内閣の方針に従うということであり、直ちにいわゆる閣内不統一の問題が生ずるということはない。これに對しまして、仮に国務大臣の立場で明らかにその内閣の一体性を損なうような言動をとるといような場合は、いわゆる閣内不統一の問題を生ずるものと考えられます。

どういふ場合がそうかというのは、もう本当にケース・バイ・ケースとしか言いようがないわけですが、政府は従来から、国務大臣が一政治家あるいは政党の一員としての立場で見解を述べる場合には、国務大臣としての発言ではないかというふうに誤解されることがないように十分に慎重に対処する必要があるということ述べてきています。

（略）

○（衆）外務委員会（平成19年5月9日）

宮崎政府特別補佐人（内閣法制局長官）

今御指摘のように、憲法第六十六条三項は、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」というふうに規定しておりまして、この意味につきましてこれまでどのように言われていたかと申しますれば、このような規定が特に明文で置かれていることから考えますと、内閣の構成員すべてが、一体となって統一的な行動をとることが要請されているらうということが一つ、まず中心にございます。

それからまた、内閣におきましては、その首長たる内閣総理大臣が、憲法六十八条の規定によりまして、その構成員たる国務大臣の任免権を一身専属的に有しておりまして、内閣総理大臣は、みずからの方針に従わない国務大臣を任意に罷免できるということになっております。このことから、内閣は、通常の選出母体が別にあるといった、こういった会議体とは若干趣を異にする面がありまして、意思決定の最終段階まで意見の一致を見ない場合があることを正面から予定している組織ではないのではないかというふうに考えられる面もあるわけでございます。

このようなことから、閣議における全会一致の議決方法という考え方は、憲法第六十六条三項の趣旨に最も合致するものだというふうに考えられるところでありまして、このことは、御案内のとおり、古く、昭和二十一年七月の制憲議会での金森担当大臣の答弁以来、歴代の総理、官房長官が一致して述べてきておられますし、また、そのように運用されてきているところでございます。